（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等）

第百七十条　（略）

２　施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

一　（略）

二　児童福祉法第六条の二の二第三項の内閣総理大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）

三～九　（略）

（健康増進法施行規則の一部改正）

第十一条　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等） **第百七十条**　（略） ２　施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。 一　（略） 二　児童福祉法第六条の二の二第三項の内閣総理大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。） 三～九　（略）	（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等） **第百七十条**　（略） ２　施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。 一　（略） 二　児童福祉法第七条第二項の内閣総理大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。） 三～九　（略）
（令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設） **第十四条**　令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設 二～二十六　（略）	（令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設） **第十四条**　令第三条第九号の厚生労働省令で定める教育施設は、次のとおりとする。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第二号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する施設 二～二十六　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第一項及び第百十五条の四十六第六項の規定に基づき、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日　　厚生労働大臣　武見　敬三

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準） **第百四十条の六十二の三**　（略） ２　法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） 三の二　次条第三号に該当する被保険者に対して第一号事業（同号に規定するものに限る。以下この号において同じ。）を提供するときは、次に掲げる基準を満たすこと。 イ　第一号事業の提供を適切に行うため、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び法第百十五条の四十八第一項に規定する会議と密接に連携し、当該被保険者の心身の状況等の把握に努めること。	（法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める基準） **第百四十条の六十二の三**　（略） ２　法第百十五条の四十五第一項第一号イからニまでの厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設）